

令和3年  
冬号

生命保険代理店



eーライフ総合保険  
引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社  
有限会社江見総合保険  
引受保険会社 SOMPOひまわり生命株式会社  
第一生命株式会社

〒703-0823

岡山市北区丸の内二丁目二二一〇  
TEL: 086-212-3535 FAX: 086-212-3232

営業時間: 平日 9:00~17:30

mail: e-lifegohoken@1002507.insurance.agf.ne.jp  
HP: http://www.sink-ag.com/aj/emisogo-oka/

## 交通安全ニュース 岡山県 全国ワースト6位

一般道路で後部座席シートベルト着用率 (全国40.3% 岡山28%)  
令和2年警視庁とJAFが実施した調査の結果、未だ後部座席での着用が定着しておらず、特に岡山県では一般道路での後部座席着用率が低いことが明らかになりました。シートベルトをしない事は道路交通法違反ですが、一般道路での後部座席装着義務違反は口頭注意となり違反点数はありません。

	違反点数		反則金
	一般道路	高速道路	
シートベルト装着義務違反(運転席・助手席)	1点	1点	なし
後部座席シートベルト装着義務違反	なし	1点	なし

一般道路では後部座席シートベルト非装着に対する罰則が定められておらず、口頭注意で違反点数はひかれませんが、後部座席でシートベルトをしなくていいということではありません。岡山県警によると令和2年の死亡事故のシートベルト非着用者の致死率は着用者の約20倍となっています。一般道路、高速道路にかかわらず必ず後部座席もシートベルトを着用しましょう。

## 地震保険

昭和41年にスタートして令和3年で55年になります。当初は建物90万家財60万が保険金額の上限、補償内容は全損のみでしたが、現在の上限は火災保険金額の50%(建物5,000万家財1,000万)、お支払方法は全損・大半損・小半損・一部損の4通りになっています。損害保険会社全社の地震保険の総支払限度額は12兆円となっており2011年の東日本大震災の保険金支払い額は1兆2833億円でした。岡山で大きな地震があっても安心できるように地震保険をご検討ください。ただし地震保険は建物や家財の保険金額の50%までしか契約できませんが、損保ジャパンでは特約を追加することにより50%を地震保険と同様の補償(地震による焼失・倒壊、津波による流失)が可能です。(弊社を含む一部代理店に限ります) また地震による火災の補償を追加してお支払いするプランがあります。(地震火災30プラン・地震火災50プラン)



警察庁によると自転車関連事故件数(過去10年)は「自転車相互」の事故は減少しているのに対し、「自転車対歩行者」の事故件数は減少せず横ばいです。自転車と歩行者との事故の場合、自転車側に責任割合が多くなります。例えば信号のない交差点の場合の責任割合は自転車85:歩行者15が基本となります。歩道上での自転車と歩行者の事故の場合、自転車側が基本100%の責任となります。他人にケガをさせた場合に、法律上の損害賠償責任の額について保険金をお支払する個人賠償責任特約があります。自動車保険に付帯する個人賠償責任特約は国内で発生した事故なら保険金額は無制限となります。(ただし業務中での自転車事故等お支払いの対象外となる場合があります)電動アシスト自転車でも補償の対象ですが、ペダル付電動自転車(フル電動バイク)の場合は補償対象外のため、バイク保険をご契約いただくか自動車保険にファミリーバイク特約の付帯が必要となります。

損保ジャパンの自動車保険ドライブレコーダーが大きく改良されました。音声通話や緊急通報が可能となり、強い衝撃を検知した場合は、映像(衝撃検知前10秒、後5秒)が自動的に損保ジャパンに自動送信できます。端末が強い衝撃に満たない検知の場合、ドライブレコーダーの液晶画面および音声にて緊急連絡について確認のメッセージが出ます。緊急通報ボタンを押下することで、オペレーターと通話ができます。専用スマホアプリをダウンロードいただき、運転特性スコアが80点以上の方は翌年度の保険料が5%安くなる走行特性割引が適用されます。スマホアプリで運転診断サービスがあり月次レポートでは総合得点の他に全国平均、年代平均との比較も可能です。安全運転の意識向上につながると思います。機器の取り付けは有料ですが提携しているオートボックス(岡山県下で12店舗)などで取り付け可能です。今までは前方カメラのみでしたが、オプションで後方カメラも取付可能となりました。(前方カメラは毎月850円のレンタル、後方カメラは10,780円で購入)あおり運転や後方からの事故も前後2カメラでご安心いただけると考えます。

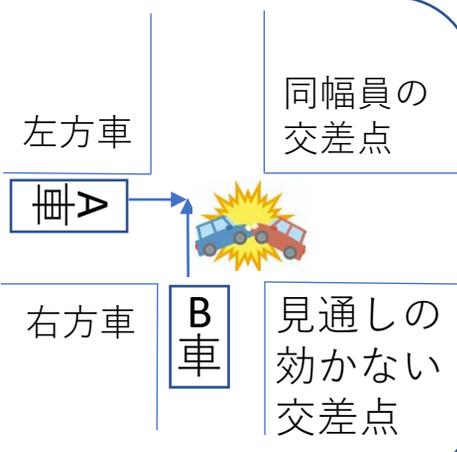


**雨の日の交通事故に注意** 雨の日は濡れた路面でのスリップ、雨による視界不良等が原因で交通事故の危険性が高まります。(雨天時の事故発生率は晴天時の4倍から5倍) 雨の場合ブレーキを踏んでから車が止まるまでの制動距離が、晴れの日に比べて約1.4倍になります。雨の日は「5分以上前の出発」「5m以上の長めの車間距離」「5キロ以上の減速」を心がけ、時間と心にゆとりを持ちましょう。

### 左方から来る車が優先(道路交通法第36条1項1条)

自動車は、左方から来る車や自転車の通行を妨げてはいけません。ただし、交差点を通過するときは、右方から来る車にも十分注意を払い、危険を感じたら一時停止をするようにしましょう。

左方優先の原則はありますが、両車とも徐行義務を優先して下さい。右凶事故の責任割合はA車40、B車60が基本となります。(またA車B車は減速のいかんにより責任割合が修正されます。)



※こちらは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問合せくださいませ。